

早稲田大学博士論文(審査報告書)		
学位記	文科省報告	
2004	3887	甲 ② 1914

早稲田大学大学院政治学研究科

博士論文審査報告書

博士号請求者 李 鎔哲

博士号請求論文 「韓国国家の南北朝鮮統一政策と韓国プロテスタントの統一運動
－政教間対立の特徴と意味：1980-1988－」

論文形式 A4版1段組 129頁、目次、附論I、附論II、年表、参考文献 18頁

提出日 2004年6月12日

受理決定日 2004年7月13日

審査委員 飯島昇蔵 早稲田大学大学院政治学研究科教授、Ph.D.(シカゴ大学)(主)
梅森直之 早稲田大学大学院政治学研究科教授、Ph.D.(シカゴ大学)
木宮正史 東京大学大学院総合文化研究科助教授、政治学博士(高麗大学)

口頭試問実施日 2004年11月8日 11:00-12:35 於：第二会議室

報告書作成 2004年11月20日 最終稿完成

審査報告

1 論文の構成

序論

第一部 南北朝鮮統一論における国家とプロテスタントの対立

第一章 北朝鮮認識における国家とプロテスタントの対立

- 第一節 韓国国家の北朝鮮認識：「事実上の国家」と「反国家団体」
- 第二節 韓国プロテスタントの北朝鮮認識：「民族共同体」
- 第三節 北朝鮮認識における政教間対立の特徴

第二章 統一主体論における国家とプロテスタントの対立

- 第一節 韓国国家の統一主体論：南北朝鮮政府と韓国政府
- 第二節 韓国プロテスタントの統一主体論：南北朝鮮と世界の民衆
- 第三節 統一主体論における政教間対立の特徴

第二部 韓国プロテスタントの統一運動の展開と国家

第三章 韓国プロテスタントの北朝鮮理解運動と政教間対立

- 第一節 北朝鮮理解運動としての主体思想理解
- 第二節 北朝鮮主体思想の形成と特徴
- 第三節 韩国プロテスタントの主体思想理解
- 第四節 主体思想理解における政教間対立の特徴と意味

第四章 韩国プロテスタントの南北宗教交流運動と政教間対立

- 第一節 南北朝鮮民間交流運動としての南北宗教交流
- 第二節 南北朝鮮の宗教交流の歴史
- 第三節 韩国プロテスタントの南北宗教交流運動の展開
- 第四節 南北宗教交流における政教間対立の特徴と意味

第五章 結論

附論 I 北朝鮮の宗教政策と宗教状況

附論 II WCRP/ACRP 日本委員会の南北朝鮮和解活動

年表

2 論文の概要

本研究は、序論とともに、二部五章で構成されている。第一部の第一章と第二章では、北朝鮮に対する認識と統一過程の主体の設定という二つの問題をめぐって、第五共和国政府（80年9月 - 88年2月）と「韓国キリスト教教会協議会」（以下、「教会協議会」と略称する）がどのような理念的に対立したのかを検討している。そして、第二部の第三章と第四章では、教会協議会が民族共同体論と民衆主体論によって実際に展開した運動を検討しながら、これらの運動が第五共和国政府の統一政策とそれぞれどのように対立し、当時の韓国社会および国家に対してどのような意味を持つのかを分析している。第五章の結論においては、第六共和国における統一政策の変化に対して教会協議会の平和統一論および統一運動の持つ意味を指摘している。

より具体的に述べるならば、序論は、本研究における研究の目的と対象、そして先行研究の現状や課題を明らかにしている。すなわち、なぜ、南北朝鮮関係をめぐる韓国政治における宗教の役割を検討し、特に第五共和国政府の統一政策と教会協議会の統一運動との対立に注目するのかという理由を提示している。そして、研究対象に関する先行研究の成果と問題点を分析している。

第一章は、45年の朝鮮半島の分断以来、北朝鮮に対する韓国国家と教会協議会の認識の変化過程を跡づけながら、第五共和国期に入っての両者間における北朝鮮認識の対立を考察している。国家の場合においては、特に統一政策の変化と韓国憲法の領土条項および国家保安法の規定とに注目しつつ、「事実上の国家」と「反国家団体」という二面的な認識の特徴を浮き彫りにすることになる。また、教会協議会の場合には、特に80年前後における北朝鮮に対する認識の質的な変化に注目しつつ、「民族共同体」という認識の特徴および意味を検討することになる。そして、このような北朝鮮認識における政教間の対立の特徴や政治的意味を明らかにしている。

第二章は、統一過程の主体の設定における第五共和国政府と教会協議会との理念的な対立を分析している。この場合にも、第五共和国政府の統一主体論については、統一政策において南北朝鮮の両政府を統一過程の主体として設定しつつも、韓国憲法の領土条項および国家保安法においては排他的な韓国政府の独占論理を規定しているという両面的な内容を浮き彫りにしている。ここでは、特に韓国国家保安法の諸規定が民間の統一運動や北朝鮮との交流をどのように禁止しているのかが検討される。また、教会協議会の統一主体論については、民衆神学という独自の聖書解釈や政治権力の悪魔性に対する批判的認識と関連して、南北朝鮮民衆主体論や世界民衆との連帯論を検討する。そして、このような統一主体論における政教間の対立の特徴や政治的意味を明らかにしている。

第三章は、教会協議会が「民族共同体」としての北朝鮮認識に基づいて実際に展開した運動、つまり「北韓正しく知る運動」のなかでも、特に北朝鮮の主体思想に対する理解の特徴と意味を分析している。ここでは、特に主体思想における三つの「主体」の概念に注目し、これらが北朝鮮の歴史で形成される過程とその内容の特性が整理される。そして、

この三つの主体概念に対して教会協議会がどう理解したのか、また、その理解の内容が第五共和国政府の北朝鮮認識とどう対立し、韓国社会および国家の北朝鮮認識の変化にどのような意味があるのかを考察している。

第四章は、教会協議会が民衆主体の統一論に基づいて実際に展開した南北宗教交流運動の具体的な過程と、その政治的意味を考察する。ここでは、プロテスタントだけでなく、仏教とカトリックをも検討の対象としつつ、分断以来の南北朝鮮における宗教交流の歴史を概観している。そして、第五共和国期における教会協議会の運動については、最初から世界教会協議会および各国の教会協議会との緊密な国際連帯のなかで展開されたことに注目し、その具体的な協力過程を検討している。また、2回にわたる北朝鮮側との直接交流の内容を分析し、それらが第五共和国政府の立場とどう対立し、どのような社会的・政治的意味を持つのかを考察している。

第五章の結論は、本研究の全体的な内容を要約している。そして、韓国第六共和国期における国家の統一政策の変化を概観しながら、第五共和国期における教会協議会の平和統一論および統一運動の持つ意味を結論的に明らかにしている。

このように本研究は、北朝鮮に対する認識と統一過程の主体の設定という二つの問題に焦点を合わせて、まず第一部の第一章と第二章では理念における政教間の対立を考察し、その後、第二部の第三章と第四章では、教会協議会が行った実際の活動を検討しながら、これらが第五共和国政府の統一政策とどのように対立し、当時の韓国社会および国家に対してどのような意味を持つのかを分析している。こうした構成は、本研究の目的が教会協議会の統一運動を当時の政治的現実、特に国家の統一政策のなかに位置づけ、両者の関連性を具体的に分析することにあるだけに、必要かつ有効なものである。

次に章構成にしたがって、本研究の個別的な論点がどのように論じられているのかについて、より詳しく説明することにしたい。

序論では、研究の目的および対象、先行研究の現状と課題を明らかにしている。まず、研究の目的と関連して、近代民主主義国家における宗教の望ましい政治参加のあり方は、政教分離の原則と制度に依拠しつつも、宗教的倫理観に基づき、国家権力および政治権力との緊張関係を保ちつつ、現実政治に対して批判的に発言し、行動することであるという点が強調される。そして、K・マルクスやS・ハンチントンに代表される、宗教の政治的機能に対する否定的な見解とは違って、ある特定の政治状況において宗教は先駆的に既存の政治秩序や支配体制に対立しつつ、それを変革し、また、既存の政治的紛争を平和的に解決する役割を果たすことができるという点が主張される。本研究は、このような宗教の政治参加および政治的役割に対する肯定的な立場から、そしてさらに、南北朝鮮の平和統一が朝鮮半島だけでなく、東北アジアの安全と発展のためにも必要であるという観点から、韓国第五共和国期における教会協議会の平和統一運動の展開と意味を考察しているのである。

そして、本研究が韓国社会の様々な民間統一運動のなかでも宗教を取り上げ、そのなか

でも特に教会協議会を主な研究の対象と設定し、また検討の時期を第五共和国期に限定した理由について、研究の目的を有効に達成するためであるという点が強調される。つまり、この時期における教会協議会の統一運動が、宗教の政治に対する先駆的・変革的・紛争調整的役割を明確に表現しているからである。この点を立証するために、本研究は、45年の分断から80年代まで、韓国社会の他民間分野や他宗教における統一運動の展開を概観しながら、教会協議会のそれが時期的にもっとも先駆的であったことを指摘している。さらに、韓国社会における教会協議会の持つ影響力の大きさについて、思想と組織という両面から強調している。また、80年から88年までの第五共和国の時期が韓国国家の統一政策史における過渡期に当たり、それ故に、教会協議会の統一運動の果たした変革的・紛争調整的役割を明らかにしているという点が説明される。

先行研究の現状については、韓国プロテスタントの統一運動に関するものと、北朝鮮認識を中心とした韓国国家の統一政策に関するものに分けて、検討している。前者については、韓国プロテスタントの統一運動の主観的な側面に関する通史的な研究がなされているが、その客観的な側面、つまり社会的・政治的現実との関係についてはまだ具体的な分析が行われていないことが示される。そして、後者の研究現状については、70年代以後の韓国国家の平和統一政策における北朝鮮認識と韓国憲法の領土条項および国家保安法のそれとの矛盾が分析されていることや、韓国社会の平和統一運動に対する国家保安法の抑圧的な機能が批判的で実証的に研究されていることが強調される。本研究は、このような先行研究の成果をふまえながら、特に第五共和国期における教会協議会の平和統一論および統一運動を国家の統一政策との内的な関連のなかで考察しているのである。

第一章では、北朝鮮に対する第五共和国政府の認識と教会協議会のそれが歴史的に考察され、その後、その対立の政治的な意味が分析される。結論的に述べるならば、第五共和国政府が「反国家団体」および「事実上の国家」として二重的に認識していたのに対して、教会協議会は80年代から何よりも「民族共同体」の一部として主張することになるのだが、こうした主張は、韓国国家に対して、現実的な権力政治や単なる平和共存の論理を超えて、自動的で平和的な統一を積極的に志向する政策の樹立を要求するものであったという点が明らかにされる。

本章は、このような北朝鮮認識における政教間対立の特徴と意味を明らかにするために、まず韓国国家の北朝鮮認識を統一政策上のそれと、韓国憲法の領土条項および国家保安法上のそれに分けて歴史的に分析する。この分析によれば、韓国国家の統一政策上の北朝鮮認識は、70年代から始まった一連の平和統一政策において大きく転換することになる。つまり、平和的な方法を通して統一過程を推進するという構想が相手の存在を認めることから出発するが故に、韓国政府は70年代から北朝鮮を「事実上の国家」としてその政治的実体を認めることになるのである。この場合、「事実上の国家」という意味について、北朝鮮を国際法上の一つの主権国家として法律上(*de jure*)承認することではなく、北朝鮮地域を事実上(*de facto*)支配している政権の存在を政治的に認めることであるという点が強調さ

れる。

このような事実上の国家としての北朝鮮認識は、80年代における韓国第五共和国政府の統一政策に継承され、さらにいっそう強化されたと本研究は分析する。その根拠として、第五共和国政府の全斗煥大統領が歴史上はじめて、当時の北朝鮮政府の最高責任者を「金日成主席」という公式名称で呼んでいることを指摘し、さらに第五共和国政府の南北朝鮮統一案である「民族和合民主統一方案」の内容の特性を考察している。つまり、その統一案において、韓国政府が北朝鮮側に対して、互恵平等の原則に基づいた相互関係の維持や相手の政治秩序と社会制度の認定、内政に対する相互不干渉や既存の国際条約と協定の尊重、ソウルと平壤における常住連絡代表部の設置といった事項を提案したことは、第五共和国政府がより積極的に北朝鮮という国家の政治的な実体を認めていたことを示すものである、と解釈している。

他方、本研究は、このような平和統一政策における「事実上の国家」としての北朝鮮認識とは裏腹に、韓国憲法の領土条項および国家保安法は一貫して北朝鮮を「反国家団体」として実際に規定していることを明らかにしている。まず、憲法の領土条項については、第五共和国憲法が第3条で「大韓民国の領土は韓半島及びその付属島嶼とする」と規定していることを取り上げ、この条項が実際に北朝鮮政府を（韓国の領土高権を侵害している）不法的な反国家団体として規定する憲法上の根拠となっていると主張する。また、韓国国家保安法が、「政府を僭称し、または国家を変乱することを目的にする国内外の結社または集団」として「反国家団体」を規定し、韓国政府および裁判所が実際に北朝鮮政府をその典型的な例として解釈し、法律を適用してきたことを明らかにしている。こうして、本研究によるならば、第五共和国期における韓国国家の北朝鮮認識は「事実上の国家」と「反国家団体」という二重的なものとなるのである。

このような第五共和国政府の北朝鮮認識に対して、教会協議会は80年代に入り、新たに南北朝鮮の平和統一の重要性を認識し、平和統一の原則および方法を理論的に摸索するなかで、北朝鮮を何より「民族共同体」の一部として捉えることを主張することになった、と本研究は分析している。こうして80年代において北朝鮮認識の変化をもたらした具体的な契機としては、80年5月の「光州事件」の政治的経験や、国際連帯機関である世界教会協議会における「平和宣教」の影響などが指摘される。そして、教会協議会が北朝鮮を政治イデオロギーや宗教的な価値観による善悪判断の対象でなく、特に一つの民族共同体として認識する理由について、南北朝鮮の平和統一を必ず実現せねばならないという当為性に対する主張や「自主・平和・民族的大団結」という統一過程の原則に対する立場と密接に関連していることが明らかにされる。

さらに、本研究は、教会協議会の神学者らが血縁的・文化的・地理的な共通性によって民族共同体の概念を定義している点に注目し、それが排他的で閉鎖的な民族主義の要素を含んでいるものではないかという点を検討している。その結果、教会協議会が自らの民族共同体論にいくつかの限定的な意味を付与していることを明らかにした。つまり、弱小国

の解放のイデオロギーである時や、民衆が主体的構成員となる時にのみ正当なものであり、しかも、神学上の人類共同体が実現するまで、過渡期としての限定的な意味を持つものとされているのである。

このように第一章では、第五共和国期における韓国国家の北朝鮮認識と教会協議会のそれの特徴がそれぞれ検討され、その後、両者の対立の持つ政治的な意味が二つの次元から考察される。一つは、反国家団体と民族共同体という認識の対立である。この場合、反国家団体としての北朝鮮認識は、現に存在する北朝鮮政府との敵対関係を強調し、南北朝鮮関係を捉えるにおいて現実的なパワー・ポリティックスの論理を重視することになるが、これに対して民族共同体としてのそれは、南北朝鮮間の信頼醸成による自主的で平和的な統一過程を重視するものであるという点が強調される。

そして、もう一つの両者の北朝鮮認識における対立は、事実上の国家と民族共同体という次元で行われているのだが、この場合においては、両者の立場が両立しうるという点が指摘される。しかしながら、平和統一への意志や具体的な方法論において、事実上の国家としての北朝鮮認識が現存する二つの国家を単に認定することにとどまる傾向があるのに對して、民族共同体としてのそれは、単なる平和共存を超えて、統一という未来を積極的に志向するものであるという点が強調される。言い換えるならば、教会協議会の民族共同体論は、南北朝鮮関係を固定的で不変的なものではなく、統一に向けた動的で可変的なものとして捉え、それに相応しい積極的な統一政策や関連法律の制定を韓国国家に要求するものであり、さらに、統一問題を何よりも同じ民族内部の問題として位置づけ、民族自決権の積極的な行使を求めているという点が浮き彫りにされるのである。

第二章では、第一章の北朝鮮認識とも関連して、第五共和国政府と教会協議会がそれぞれ統一過程の主体をどう設定していたのかが考察され、その後、その対立の政治的な意味が分析される。結論的に述べるならば、第五共和国政府は二重的に南北朝鮮両政府と韓国政府を主体として設定していたのに対して、教会協議会は民衆主体の統一論を主張したのだが、こうした主張は、韓国国家に対して、統一政策の民主的な決定過程や南北朝鮮民間の自律的な交流の重要性を強調し、さらにその法律上の保障を要求するものであったという点が明らかにされる。

本章は、このような統一主体論における政教間対立の特徴と意味を明らかにするために、まず第五共和国政府の統一主体論を統一政策上のそれと、憲法の領土条項および国家保安法上のそれに分けて分析している。この分析によれば、第五共和国政府の南北朝鮮統一案である「民族和合民主統一方案」には次の二つの主張が含まれているのである。一つは、南北朝鮮の統一過程における主体は、あくまでも韓国と北朝鮮という二つの当事国でなければならぬということである。そして、もう一つは、南北朝鮮の統一過程における主体は韓国と北朝鮮という当事者のなかでも、特に政府でなければならないということである。もちろん、これらの二つの場合において、第五共和国政府が統一問題の国際性や、南北朝鮮の住民の参加を全く無視しているのではないことを本研究は指摘している。しかし、そ

れにもかかわらず、南北朝鮮の両政府があくまで統一過程の主体となるべきであるということが第五共和国政府の統一案を支える基本認識である、と本研究は分析している。また、こうした第五共和国政府の立場に基づいて、実際に 84 年と 85 年に南北朝鮮政府間の交流が行われたことを提示している。

他方、本研究は、このような平和統一政策における南北朝鮮政府主体論とは裏腹に、韓国憲法の領土条項および国家保安法にはあくまでも韓国の政府が統一過程の独占的な主体となるべきであるという論理が含まれていることを明らかにしている。こうした解釈は、二つの側面から根拠づけられる。まず、韓国憲法の領土条項および国家保安法が実際に北朝鮮政府を不法的な反国家団体として規定していることは、南北朝鮮の統一はあくまでも韓国の主導で行われるべきだということを意味するものである。また、北朝鮮政府が不法団体であるが故に、韓国政府の許可なしに、北朝鮮と関わる団体や人物と交流しようとする民間の努力は当然に犯罪行為となる。この点で、韓国憲法の領土条項には、単に韓国主導だけでなく、民間を排除した政府主導の統一論理も含まれていると解釈されるのである。さらに、本研究は、こうした排他的な韓国政府主体論が法律として具体化されたのが韓国の国家保安法であることを指摘し、関連条項が南北朝鮮の民間交流をどのように禁止しているのかを示している。

このような第五共和国政府の二重的な統一主体論に対して、教会協議会は 80 年代に入り、教会協議会は南北朝鮮および世界の民衆があくまで統一過程の主体となるべきであると主張することになる。本研究は、こうした民衆主体の統一論理が主に次の二つの次元から根拠づけられることを明らかにしている。一つは、聖書に関する民衆神学的な理解、すなわち民衆神学の立場からであり、もう一つは、南北朝鮮関係をめぐる現実政治においての政治権力の悪魔性に対する批判的な理解からである。特に後者の場合においては、教会協議会が、単に理論的な水準からではなく、実際の南北朝鮮の統一政策史および南北朝鮮関係史の展開を政治権力の自己目的性という観点から厳しく批判している点を本研究は浮き彫りにしている。

さらに、本研究は、教会協議会が民衆主体の統一論を主張する際、それには現実的に次のような二つの政治的意味が含まれていることを明らかにしている。つまり、一つは、南北朝鮮両側の政府に対して統一議論の民主化や統一運動の自由化を要求することであり、もう一つは、統一にいたる方法を政治制度的な統合以上に、南北朝鮮民衆間の和解や信頼醸成に求めることである。そして、教会協議会が特に南北朝鮮間において民衆主体の信頼を形成するために強調したのが、過去の経験や政治イデオロギーを越えた愛の精神、相手に対する理解、直接的な交流と対話であり、このような具体的な方法論に基づき、教会協議会が実際に「北韓を正しく知る運動」と南北朝鮮の宗教者交流運動を開拓したと本研究は分析している。

このように第二章では、第五共和国期における韓国国家の統一主体論と教会協議会のその特徴がそれぞれ検討されている。そして、その後、第一章と同じように、両者の対立

の持つ政治的な意味が二つの次元から考察される。一つは、南北朝鮮政府主体論と民衆主体論との対立であり、もう一つは、韓国政府主体論と民衆主体論との対立である。

まず、後者の場合については、韓国政府主体論の立場からみると、南北朝鮮民衆間の独自的な直接交流は犯罪行為にならざるを得ないのだが、民衆主体論の立場からすると、排他的な韓国政府主体の論理に基づいた国家保安法の規定は、政府が北朝鮮に関するすべての情報を独占し、民主的な議論なしに一方的に統一政策を決定し、市民社会の自由な統一運動や南北朝鮮の民間交流を禁止する諸措置を法的に保障しているという点で、分断の克服ではなく、分断の延長のためのものに他ならないという点が強調される。

また、前者の場合については、南北朝鮮政府主体論が統一の過程において政府の役割、特に専門官僚の役割や政治・行政エリートのリーダーシップをもっとも重視しているが、南北朝鮮民衆主体論の立場からすると、第五共和国期の南北朝鮮関係のように、法的・政治的正統性や過去や歴史の解釈をめぐる両政府のイデオロギー的な対立が激しい状況において、また、非政治的な分野における交流の蓄積が存在しない状況において、政府主体の統一論理は大きな意味を持たないという点が強調される。そして、本研究は最終的に、第五共和国政府の二面的な政府主体論に対して、民衆主体論の主張が統一過程における両側民衆間の民族同質性の回復による信頼醸成をもっとも重視するものであり、そのために、韓国国家に民主的な統一議論と自由な統一運動のための法的な保障を要求するものであるという点を明らかにしている。

こうして第一部の第一章と第二章で、北朝鮮に対する認識と統一過程の主体の設定という二つの問題において第五共和国政府と教会協議会とがどのような理念的に対立したのかを明らかにした本研究は、続く第二部の第三章と第四章では、教会協議会が民族共同体論と民衆主体の信頼醸成論に基づいて実際に展開した運動を検討しながら、これらの運動が第五共和国政府の統一政策と対立した具体的な内容と、その政教間対立の政治的意味を考察している。

第三章では、教会協議会が北朝鮮と民族共同体としての信頼を醸成するために展開した「北韓正しく知る運動」が検討されている。この運動は既存の冷戦論理に基づいた敵対的な北朝鮮認識を克服し、可能な限り客観的に北朝鮮を理解しようというものであるが、本研究は、教会協議会がこの運動のなかでも特に、北朝鮮の指導理念である「主体思想」に対する研究と理解を重視していることに注目し、その研究の視角および思想内容に対する理解の特徴を明らかにしながら、その政治的な意味を分析している。

まず、教会協議会は主体思想に対する研究において特に次の二つの視角を強調していると指摘される。一つは、思想内在的な視角として、主体思想という研究対象に接近するにおいて、事前に研究者の価値観や判断基準に規定された分析および解釈をすることなく、可能な限り、主体思想の理念や論理、その歴史的背景などをそれ自体として理解することである。そして、もう一つは、複眼的な視角として、主体思想を一律的に絶対悪として、または逆に絶対善として捉えるのではなく、主体思想の持つ多面性に注目することである。

教会協議会はこれらの二つの研究視角によって主体思想を分析し、さらに民衆神学と主体思想との同質的な側面や異質的な側面、そして両者の相互補完の可能性を模索していると本研究は指摘している。

さらに、本研究は、教会協議会が行った主体思想理解の内容を有効に考察するために、北朝鮮における主体思想の形成過程とその内容の特徴を三つの「主体」概念を中心にして分析している。この分析によると、主体思想の核心的内容は大きく三つの段階を経て形成されてきたのである。第一段階は、50年代中盤から60年代後半までであるが、この時期において、北朝鮮は主体という言葉を主に「自主」(self-reliance)という概念で使用した。第二の段階は60年代の後半から70年代の初期までであるが、主体の概念に新たに「主人」ないし「主導者」(subjecthood, lord, initiator)の意味が付け加えられるようになる。第三の段階は70年代の初期から始まるのだが、この時期に主体思想の主体の概念には、自主という意味や歴史の主人としての人民大衆という意味の他に、歴史の主人・主導者としての「首領」という意味が強く含まれるようになるのである。そして、これらの三つの主体概念が80年代に金正日の代表的な論文および談話に体系化され、教会協議会が主体思想を論じる際、その主な研究対象となったと本研究は強調している。

教会協議会による主体思想理解の特徴について、本研究は、韓国的一般神学の立場が主体思想を原理的に否定していることを提示し、これに対して、民衆神学は両思想の共通点を民族自主と民衆主体の原則に求めていることを明らかにしている。しかし他方、民衆神学の立場から、首領中心の指導原則に対しては、「相対的な歴史的存在を絶対化し」、結局のところ、「首領の偶像化」に帰結せざるを得ないと厳しく批判していることを指摘している。本研究は、こうした民衆神学の主体思想理解の仕方について、主体思想における三つの主体概念のなかで、対外的自主や歴史の主導者としての人民大衆という主体の概念については肯定的に捉えるのだが、歴史の主導者としての首領という主体概念については原理的に否定するものであると特徴づけている。しかしながら、民衆神学が主体思想との考え方の差異を絶対化することなく、歴史的な状況の違いから由来するものと理解しながら、互いに学ぶべき点として、民衆への指導と民衆からの指導という側面を強調していることを本研究は強調しながら、民衆神学による主体思想理解のもっとも大きな特徴が両思想の意図および内容の同質的な側面と相互補完的な側面を積極的に探し出し、それを浮き彫りにするとところにあると分析している。

このように第三章では、教会協議会による主体思想理解の特徴が明らかにされ、その後、特に対外的な民族自主や歴史における人民大衆主体の原則に対する教会協議会の肯定的な評価が、根本的に第五共和国憲法の反国家団体としての北朝鮮認識と国家保安法に違反するものであるという点が分析される。特に教会協議会が、前提条件があるにしても、在韓米軍の撤収を主張している主体思想の対外的自主の原則を高く評価したことは、韓国国家保安法第7条の「讃揚・鼓舞など」の規定と正面から対立することを強調している。そして、教会協議会が主体思想の首領中心の指導原則に対して批判はしているものの、それを

歴史的な状況の違いから由来するものと理解し、思想的違いを相対化していることも、実定法上においては第五共和国政府と対立するものではないのだが、批判と理解の仕方においては互いに対立するものであるという点を指摘している。

そしてさらに第三章では、このような主体思想の理解をめぐる政教間の対立が、第五共和国期の韓国社会と国家に及ぼした影響が分析されている。この分析は二つの点を強調している。まず一つは、韓国社会の平和統一運動、つまり民族同質性の回復による信頼醸成運動に知的・道徳的根拠を提供したことである。つまり、教会協議会の主体思想研究が北朝鮮に関する知的な基盤を韓国社会に提供し、さらに、その理解の内容において、首領中心の指導原則を相対化しながら、対外的自主や人民大衆主体の原則を肯定的に評価したことは、南北朝鮮の対話と信頼醸成を強調する韓国社会の平和統一運動に道徳的な根拠を与えたと強調するのである。

また、もう一つの影響としては、国家主導ないし国家独占の北朝鮮認識を支える冷戦論理の問題点を明らかにすることを指摘している。つまり、北朝鮮研究が政府によって厳しく統制され、その研究の視角および内容も一律的に北朝鮮を否定するためのものであった第五共和国期において、教会協議会の強調した内在的・複眼的な分析視角や多面的な解釈の内容は、こうした冷戦論理による北朝鮮認識の一面性を韓国社会と国家に提示したと分析するのである。この場合、特に北朝鮮に対して思想的にもっとも敵対的であった韓国のキリスト教が主体思想を評価したことは、韓国社会と国家に極端的な冷戦文化を自己反省し、それを克服しようとする契機を提供したと本研究は強調している。

第四章で検討されるのは、教会協議会が民衆主体の信頼醸成論によって展開した南北宗教交流運動である。本章は、最初から緊密な国際連帯のなかで行われた運動の具体的な展開を時系列的に説明しながら、そのなかで特に、教会協議会による宗教交流運動の重要性および先駆性を強調し、さらにその運動と第五共和国政府との対立の内容およびその政治的意味を考察している。

まず、南北朝鮮間の宗教交流運動の重要性については、南北朝鮮の分断以来、宗教分野が両側の間にもっとも顕著に異質化傾向を見せており、従って、南北朝鮮の平和統一過程を両側の同質性の回復から求めるならば、南北宗教交流を通じた両側の異質性の克服は至急な課題となるという点を指摘している。また、他の分野に比べて、政治的・経済的な利害関係にとらわれず、宗教分野がより容易に共通の交流基盤を作ることができ、普遍的な宗教的世界観のうえで相互理解と相互信頼を深めていくことができるという点を強調している。

さらに、本研究は、教会協議会による宗教交流運動の先駆性を歴史的に位置付けるために、分断から80年代まで、プロテstantだけではなく、他の韓国の三大宗教である仏教とカトリックをも検討の対象としつつ、南北朝鮮間における宗教交流の歴史を分析している。この分析によれば、南北朝鮮の宗教交流は80年代以前には実際に存在しなかった。言い換えば、両側宗教者の交流は80年の第五共和国期に入ってから南北プロテstantの場合

がはじめてである。そして、他宗教の北朝鮮側との交流は 90 年代にはじまることになるのである。本研究はこうした 80 年代までの南北宗教交流の歴史を時代と宗教ごとに分析している。

このように歴史的な背景が検討された後、80 年代に教会協議会によって展開された宗教交流運動の内容が具体的に分析される。この場合、本研究がもっとも強調するのは、世界教会協議会および各国の教会協議会との国際連帯である。つまり、第五共和国政府の厳しい統制のなかで 80 年代に先駆的に南北交流を可能にした重要な要因の一つとして、南北朝鮮のプロテスタントの主体的な意志とともに、緊密な国際連帯の存在を指摘しているのである。国際連帯の内容については、特に 84 年に世界教会協議会の主宰で日本の東山荘国際センターで開かれた会議が重視され、その後、世界教会協議会の総括的な調整のもとで、日本をはじめとした世界各国の教会協議会の北朝鮮訪問など、北朝鮮側との交流が進められる過程が具体的に示される。そして、その国際連帯の結果として 86 年と 88 年とにスイスのグリオンで行われることになる南北プロテスタントの直接交流の内容が考察されるのである。

南北プロテスタントの会合の内容については主に二つの点が強調されている。一つは、86 年の第 1 次グリオン会議に比べて、88 年の第 2 次グリオン会議が相互理解の深化と信頼醸成という側面で大きく進展したということである。またもう一つは、第 2 次会議において、両側の代表がそれぞれの意見の違いや対立を非公式的な対話の場で調整し、8 項目にわたる宗教交流や平和統一の原則に合意し、共同宣言文を採択したことである。本研究は、このグリオン共同宣言について、多くの項目が平和統一をめぐる政治的・軍事的な問題を言及しているという点で、「純粋な」宗教交流の側面が余りにも少ないと指摘しながらも、他方、南北朝鮮の分断以来、両側の公式的な民間団体が合意した最初のものとして、両側の民間交流の歴史において画期的な意味を持つものであると評価している。

このように第四章では、国際連帯を通じた教会協議会の南北宗教交流運動の内容が分析され、その後、第五共和国政府の統一政策との対立内容が二つの側面から明らかにされている。まず一つは、北朝鮮側との交流それ自体における対立であるが、教会協議会が朝鮮キリスト教徒連盟と行った 2 回のグリオン会議や、世界教会協議会および世界各国教会との連帯活動、そのなかでも特に、北朝鮮訪問後における韓国での報告会の開催などは、韓国国家保安法第 8 条の「会合・通信など」の罪に当たることを指摘する。また、もう一つは、北朝鮮側との合意内容における対立であるが、特に共同宣言の内容のなかで、連邦制統一案や平和協定の締結、不可侵宣言の採択や在韓米軍の撤収に関する合意事項は、北朝鮮に対する「讃揚・鼓舞など」の罪を規定している国家保安法は第 7 条を違反するものであったと指摘している。そして、この場合、第五共和国政府が教会協議会の南北交流運動に対して、国家保安法による処罰はしなかったものの、国家保安法を法的な根拠として実際に執拗な妨害工作を続けたことを浮き彫りにしている。

さらに第四章では、このような南北宗教交流運動をめぐる政教間の対立が、第五共和国

期の韓国社会と国家に及ぼした影響が分析されている。この分析は二つの点を強調している。まず一つは、政府の統制のもとで、南北朝鮮の民間交流が全く存在しなかった状況において、南北民間交流の方法や実現可能性を韓国社会に示したことである。こうして、國家権力と対立しつつ、先駆的に南北民間交流の突破口を提供したところに、教会協議会が行った南北交流運動の意味があると本研究は評価している。また、もう一つの意味としては、自律的な民間交流の特殊性および重要性を韓国社会と国家に示したことを挙げている。つまり、南北プロテスタントの独自的な交流が、政治的な状況や利害関係にとらわれることなく、持続され、また両側の信頼を醸成するという意味において発展していったという点で、韓国国家に自律的な民間交流を法的に保障する必要性を示したと本研究は主張するのである。

このようにして本研究は、第三章と第四章で、教会協議会による北朝鮮理解運動と南北宗教交流運動が第五共和国政府の統一政策と真正面から対立しつつ、国家に対して、権力政治や冷戦の論理を超えて北朝鮮を一つの民族共同体として認識し、また、政府独占の論理を超えて統一過程の共同主体としての民間の役割を認めることを要求するものであることを明らかにしている。そして、こうした政治的な要求が実際に88年以後における韓国国家の統一政策の変化に影響を及ぼしたことを見第五章の結論で分析している。

この分析によるならば、韓国国家の北朝鮮認識および統一主体論は第六共和国期（88年2月 - 93年2月）に入って質的に大きく変化することになる。つまり、88年7月に第六共和国政府は、「民族自尊と統一繁栄のための特別宣言」を発表し、一つの民族共同体という認識に基づいて北朝鮮との関係を発展させていくことを宣言し、90年8月には「南北交流協力に関する法律」を制定し、南北朝鮮の様々な民間交流を法的に保障したのである。本研究は、これらの統一政策の変化が、87年の韓国政治の民主化の進展とともに活発化された韓国民間の平和統一運動の要求を反映したものであると指摘している。さらに、この点で、80年前後から展開され、韓国の民間統一運動を先導してきた教会協議会の平和統一論および統一運動は、第六共和国期における統一政策の変化に重要な要因として働き、その政治変動に変革的な役割を果たしたと主張するのである。また、この点で、南北朝鮮関係における政治的な紛争を平和的に調整する機能を行ったと指摘するのである。

3 論文の特徴と評価

南北朝鮮関係をめぐる韓国政治において、韓国の宗教は重要な役割を果たしてきている。そのなかでも特に、韓国の第五共和国期に展開された「韓国キリスト教教会協議会」の「平和統一」運動は、宗教が先駆的に既存の政治秩序と対立しつつ、その変動に変革的な役割をしたという点で、また、その結果、南北朝鮮間における政治的紛争の調整に寄与したという点で、注目に値する。それにもかかわらず、その運動の政治的な過程および意味については、日本だけでなく、韓国においてもまだ本格的に考察されていない。

もちろん、教会協議会を中心とした韓国プロテスタントの統一論および統一運動に関し

て、今まで研究が全く行われていなかったのではない。韓国の学界では、80年代の中盤から韓国プロテstantの統一運動の歴史やその社会的・政治的な意味に関するいくつかの研究がなされてきた。しかしながら、これらの研究は、その運動が行われた政治的条件に関する分析を抜きにしており、それ故に、韓国政治および国家との全体的な関連性を充分に説明していない。本研究は、このような先行研究の成果や限界をふまえながら、特に80年代における教会協議会の平和統一論および統一運動を当時の韓国国家の統一政策のなかに位置づけ、両者の関連性を総合的に分析しようと試みている。これが本研究の第一の特徴である。

また、本研究は、南北朝鮮関係をめぐる様々な問題のなかでも特に、韓国にとって北朝鮮をどう認識すべきかという問題と、統一への過程を推進する主体をどう設定すべきかというもっとも根本的な二つの問題に焦点を合わせて、教会協議会の統一論および統一運動が韓国国家の統一政策とどのように対立し、また、その政教間の対立が韓国国家の統一政策の変化にどのような意味を持つものであるかを明らかにしようとした。

結論的に述べるならば、教会協議会における「民族共同体」としての北朝鮮認識は、第五共和国政府における二重的な「反国家団体」や「事実上の国家」としてのそれと対立しつつ、第六共和国政府の統一政策における「民族共同体」論の形成に影響を及ぼした。また、教会協議会の民衆主体の統一論は、第五共和国政府における韓国政府主体論や南北朝鮮政府主体論という二重的な政府独占論と対立しつつ、第六共和国政府の統一政策における民間との共同主体の統一論の形成に影響を与えたのである。本研究の第二の特徴は、このように南北朝鮮関係をめぐる韓国 の政治においても特に、北朝鮮に対する認識と統一過程の主体の設定というもっとも重要な二つの問題に注目し、韓国の宗教が行った変革的・紛争調整者的な役割的一面を明らかにしたところにあると指摘することができる。

さらに本研究は、研究の資料と関連して、韓国政府および教会協議会が公式に出版した白書や一次資料集を主に検討しているが、その他に、世界教会協議会の重要人物とのインタビューも行っている。これらの資料に対して客観的で実証的な分析を試みている点も、本研究のもう一つの特徴である。

ここで改めて本研究に設定されていた研究課題を確認するならば、それは、韓国プロテstantの統一運動および韓国国家の統一政策に関する先行研究の現状をふまえて、教会協議会の平和統一運動の特性および意味を韓国政治および国家との全体的な関連性のなかで提示することであり、そのなかでも特に、韓国国家における北朝鮮認識と統一主体論の形成に対して教会協議会が先駆的に行った変革的・紛争調整者的役割を明らかにすることであった。

本研究は、以上に見てきたように、第一部で北朝鮮認識と統一主体論における第五共和国政府と教会協議会との理念的な対立の特徴を具体的に提示することによって、教会協議会の統一運動と韓国政治および国家との内的な関連性を有効に示すことに成功しているといえる。また、教会協議会が先駆的に果たした変革的・紛争調整者的役割の政治的過程を

提示するという研究課題は、第二部で教会協議会の北朝鮮理解運動や南北宗教交流運動を第五共和国期における他民間分野や他宗教のそれらと時期的に比較しながら考察し、さらにこの時期の国家との対立過程に分析の焦点を合わせることによって、高い水準で達成されているといえよう。

次に本研究の持つ欠点について言及しておきたい。第一に、本研究では韓国プロテスタントの先駆的な役割が指摘されているが、その先駆性の理由については考察していない。つまり、他の民間分野や宗教と比べて、なぜ、プロテスタントの教会協議会がもっとも先立って、かつ積極的に平和統一運動を開拓したのかという点である。第二に、本研究は、韓国国家の統一政策の変化における韓国プロテスタントの変革的な役割を考察しているが、分析の焦点が第五共和国期における国家との対立過程に合わせられているが故に、その運動の及ぼした影響について、単に第六共和国政府の統一政策との関連を指摘するにとどまっている。第三に、本研究では、南北朝鮮関係における韓国プロテスタントの紛争調整的な役割が指摘されているが、北朝鮮政府の統一政策との関連性については具体的に説明していない。単に韓国宗教に対する北朝鮮側の認識の変化や、92年2月の「南北基本合意書」との関連性を指摘することにとどまっている。紛争のもう一方の当事者である北朝鮮側との関係を分析していないことは、両側の紛争を調整する役割に関する研究として一面的で不充分なものであるといえよう。

これらの本研究の欠点を克服するためには、根本的に研究の対象を広げることが要求されるといえよう。つまり、研究の時期を少なくとも2000年の南北首脳会談まで広げたうえで、単にプロテスタントだけでなく、他宗教や他民間分野の統一運動をも分析の対象にし、北朝鮮の統一政策との関連をも視座に収めることが必要である。こうした総合的な分析視座が南北朝鮮関係における宗教の政治的役割を解明しようという今後の研究に求められる課題となるのである。

4 結論

本研究は、南北朝鮮関係をめぐる韓国政治において、韓国プロテスタントの平和統一運動の果たした政治的な役割を分析したものとして、全体として論旨明快であり、手堅い研究であり、優れた業績である。政治思想研究のみならず、比較政治（思想）の研究の発展に対して寄与するところもまた大きいと思料される。上で指摘した若干の問題点も、研究者の今後の研究の発展可能性への期待の大きさのゆえであり、本研究の価値を損なうものではない。以上の理由によって、本論文は博士（政治学）の学位を授与するに値すると認められる。